

○北方町新庁舎建築設計プロポーザル第1次審査質疑応答

番号	項目	頁等	質問事項	回答
1	基本計画	18	基本計画において「町民スペース機能」とありますが、現公民館程度の貸室を想定されているのでしょうか。あるいは、規模設定や室として設けるかということも含めて、設計段階において整理を行うということでしょうか。	現在の公民館のような貸室ではなく、町民活用を想定しています。利用形態を含め、各者において提案してください。
2	基本計画	21	「食堂や宿直室については、新庁舎にも配しますが」との記載が「北方町新庁舎建設基本計画(案)に対する意見と北方町の考え方」の中にありますが、食堂は現在の庁舎と同じく職員の方のみの使用と考えて宜しいでしょうか？	職員の利用を考えています。
3	基本計画	28	北方町新庁舎建設基本計画の28pに敷地面積が18,721.82㎡のうち庁舎予定地分5,770.00㎡とありますが、残りの敷地の土地利用が分かりません。ご教示ください。	(仮称)防災公園、バスターミナル(既設)及び周辺道路と併せて1筆で取得した面積が18,721.82㎡です。
4	基本計画	31	現庁舎における、課、及び役職ごとの職員数についてご提示頂けないでしょうか。	追加資料1(職員数一覧表)を提示します。
5	基本計画	32	北方町新庁舎建設基本計画に記載されている公用車駐車場に併設する多目的倉庫の想定規模をご教示ください。	多目的倉庫は、書庫としての利用を主に考えていますが、規模については、利用形態を含め、各者において提案してください。
6	実施要領	1	駐車台数の記載はありますが、来庁者用の駐輪場は何台程度見込めば宜しいでしょうか？	具体的な台数を想定しているものではありませんが、現在の駐輪場は、来庁者及び公民館利用者のために公民館に長さ約16m、職員用として役場庁舎に長さ約18mを設置しています。各社において、提案の中で整理してください。
7	実施要領	1	(仮称)防災公園の概要が分かる資料(基本構想・基本計画・配置計画図等)をご教示頂けないでしょうか？	追加資料2(植栽計画ゾーニング図)、追加資料3(計画平面図)、追加資料4(施設計画平面図)を提示します。
8	実施要領	1	用途地域の変更時期はいつ頃になりますでしょうか？	平成26年度上半期を予定しています。
9	実施要領	1	来庁者用100台、公用車用屋内車庫20台とありますが、駐車場を2層以上連ねた屋内駐車場として計画することは問題ないですか。また、駐車場については普通自動車の大きさでよろしかったでしょうか。駐輪場の記載はありませんが、何台ほど想定すればよろしかったでしょうか。	駐車場の態様については、利用形態を含め、各者においての提案に期待します。公用車の大きさは、普通自動車として考慮してください。駐輪場の台数については、「番号6」と同じです。
10	実施要領	1	実施要領、2 プロポーザルの概要(3)力中、駐車場は来庁者用約100台を敷地内に確保すると解釈してよろしいですか。職員用、議員用駐車場は別敷地にて設けると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。職員用駐車場は、現在利用しているものを引き続き利用しますので、考慮する必要はありません。また、議員用駐車場は、来庁者用約100台に含まれます。
11	実施要領	1	想定される駐輪場の必要台数をご教示ください。	「番号6」と同じです。
12	実施要領	1	建ぺい率60%は角地緩和を見込んで70%としてもよろしいでしょうか。	かまいません。
13	実施要領	4	設計共同体は2者が提出者となりますが、その場合、総括責任者は代表構成員、意匠担当主任技術者は他の構成員からとして宜しいでしょうか？	かまいません。
14	実施要領	4	【実施要領6 参加条件(2)】における「公共建築物」とは、国や地方公共団体が整備したもの、及び学校法人・医療法人・社会福祉法人が整備した学校・幼稚園・病院・老健・特養と考えて宜しいでしょうか。	かまいません。
15	実施要領	4	【実施要領6 参加条件(4)】に「総括責任者及び意匠担当主任技術者は、提出者の組織に所属していること」とありますが、提出者が設計共同体の場合、「総括責任者及び意匠担当主任技術者」は、代表構成員、構成員のどちらかの組織に属していれば宜しいでしょうか。	「番号13」と同じです。
16	実施要領	4	6 参加条件 (8)構造担当主任技術者について、弊社以外にも同様に構造担当主任技術者として登録されていても問題ないでしょうか。(他社との重複登録)	再委託先の協力事業所としての登録であれば可能です。本プロポーザルの単独又は共同体による参加者である場合は、登録できません。

番号	項目	頁等	質問事項	回答
17	実施要領	4	代表構成員が資格要件の全てに該当することありますが、総括責任者、意匠担当主任技術者に加え、構造担当主任技術者も代表構成員に所属していることが条件と解釈してよろしいでしょうか。	「番号13」のとおり、総括責任者は代表構成員である必要がありますが、意匠担当については構成員でもかまいません。また、構造担当主任技術者については、再委託先での登録が可能です。
18	実施要領	6～8	1次審査の評価項目である「事務所の実績」「担当チームの実力」「担当チームの対応(1次審査の内容)」については、1次審査のみの評価対象であり、2次審査においては加味されないと考えてよろしいでしょうか。	「事務所の実績」及び「担当チームの実力」については、2次においても多少加味します。「担当チームの対応」については、2次で再度提案いただき評価対象とするものです。
19	実施要領	6～8	評価基準の配点の内訳を公表して頂けないでしょうか。	1次審査の評価は、「事務所の実績」-30%、「担当チームの実力」-30%、「担当チームの対応(1次審査の内容)」-40%としています。
20	実施要領	8	本業務の概算委託費をご教示頂けないでしょうか？	9月議会に提案予定のため、現段階で概算費用を提示することはできませんが、基本計画にある概算の建設費用約15億円に見合う設計費であるとお考えください。
21	実施要領	8	本建設事業の監理業務の発注方法は設計業務受託者との随意契約として考えて宜しいでしょうか？	要領8頁にも記載のとおり、随意契約を想定しています。
22	実施要領	8	設計業務の後の監理業務につきましては、受注設計者と随意契約と考えて宜しいでしょうか。	「番号21」と同じです。
23	実施要領	8	本設計監理業務の委託予定額、又は委託額の上限等についてご提示頂けますでしょうか。	設計業務については「番号20」と同じです。工事監理業務については、別途予算を計上します。
24	実施要領	11	プロポーザル実施要領11ページに工事費用の記載がありますが、これは消費税抜きの金額と考えてよろしいでしょうか。	消費税込みの金額です。
25	様式	1	設計共同体的場合、2者が提出者として記載することで宜しいでしょうか？	共同体による提出の場合は、提出者欄の「商号又は名称」は設計共同体名とし、住所、代表者名及び建築士事務所登録番号については代表構成員のものを記載してください。また、共同体の他の構成員及び出資割合が分かる資料として、協定書の写しを添付してください。
26	様式	1	設計共同体で参加する場合ですが、参加表明書の提出者は「設計共同体名」及び「代表構成員」と「構成員」の連名での記載で宜しいでしょうか。	「番号25」と同じです。
27	様式	1	岐阜県に本店を有する構成員と愛知県に支店を有する代表構成員による設計共同体で参加する場合、提出者は設計共同体として定めた名称・住所とし、代表者は代表構成員の代表者、建築士事務所登録番号は2者の情報を記入すればよろしいでしょうか。	「番号25」と同じです。
28	様式	1, 2	設計共同体(代表構成員+構成員、合計2社)での参加の場合、参加表明書にその2社を記入し、様式2の人数欄には、2社の合計数字を記入すると考えてよろしいでしょうか。	「番号25」と同じです。様式2については、お見込みのとおりです。
29	様式	1～3	設計共同体として参加する場合の記載について、様式第1は共同企業体名・代表者及び構成員を記載できるよう、様式を変更してよろしいでしょうか。また、様式第2・3については、2社分の内容を合わせて記載すると考えてよろしいでしょうか。	「番号25」と同じです。様式2及び3については、お見込みのとおりです。
30	様式	2～4	設計共同体的場合、代表構成員の概要及び実績で宜しいでしょうか？	代表構成員及び構成員の合算したものを記入してください。
31	様式	2～4	様式2～4は設計事務所の実績を記入する欄ですが、設計共同体で参加する場合は代表構成員の実績のみで宜しいでしょうか。	「番号30」と同じです。
32	様式	2～4, 5, 7	設計共同体で参加する場合ですが、【様式第2, 3, 4】については設計共同体の合算したものを作成し提出すれば宜しいでしょうか。もしくは各々のもので作成が必要でしょうか。また【様式第5】の総括責任者の所属先組織名の明記及び【様式第7】の意匠担当主任技術者の所属組織名の明記は必要無いでしょうか。	「番号30」と同じです。様式5及び7については、明記する必要はありません。

番号	項目	頁等	質問事項	回答
33	様式	3, 5, 7	様式第3・5・7に添付する「記入した実績のわかる書類」は業務名・建物用途・構造・面積・竣工日・業務期間を証する書類と考えてよろしいでしょうか。その他証明すべき事項がございましたら、ご指示ください。	お見込みのとおりです。その他証明すべき事項については特にこちらから指定するものはありません。
34	様式	3～7	同種業務における延床面積2,000㎡以上の公共建築物の設計に関して、いわゆる第三セクター（自治体が母体の学校法人や財団法人、都市整備公社等）による発注の実績を記入してもよろしいでしょうか。	かまいません。
35	様式	4	【様式第4】において「庁舎（又は事務所）の代表的な同種業務の作品1事例」とありますが、庁舎（又は事務所）以外の同種の「公共建築物」の作品でも宜しいでしょうか。	かまいません。
36	様式	4	様式4の「設計事務所の主要業務実績詳細」に記入する事例は、様式3に記入の同種業務（延床面積2000㎡以上の事務所、又は延床面積2000㎡以上の公共建築）の中からの1事例を記載すると解釈してよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
37	様式	4, 5, 9	A3サイズにて提出する様式第4・5・9について、用紙の上下左右の余白等は任意としてよろしいでしょうか。また、様式内に記載のある※のついた注意書き及び備考は削除してよろしいでしょうか。	かまいません。
38	様式	4, 6	様式第4・6には、庁舎又は事務所のみではなく同種業務に含まれる公共建築物等も記載できると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
39	様式	4, 6, 9	A3サイズ用の紙を用いることになっていますが、枠の大きさは自由に設定してもよろしいでしょうか。様式番号を記載すれば枠は不要と考えてもよろしいでしょうか。	かまいません。
40	様式	5, 7	【様式第5】及び【様式第7】の「受賞歴」について、プロポーザルやコンペによって最優秀など選定されたものも対象と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
41	様式	6	同様に、様式6の「総括責任者の主要業務実績詳細」に記入する事例は、様式5に記入の同種業務（延床面積2000㎡以上の事務所、又は延床面積2000㎡以上の公共建築）の中からの1事例を記載すると解釈してよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
42	様式	7	総括責任者を愛知県に支店を有する代表構成員に所属するものとし、意匠担当主任技術者を岐阜県に本店を有する構成員に所属するものとしてよろしいでしょうか。	かまいません。
43	様式	8	設計共同体として参加する場合、様式8に構成員を記入するのでしょうか。	様式8は再委託を行う場合の協力事務所についてのみ記載してください。
44	様式	9	1次審査で提出した配置計画が建物の詳細検討により変更となる可能性があります。その場合の変更は可能でしょうか？	配置計画の変更はかまいません。ただし、各者が新庁舎の建設に必要と考える主張は1次審査と2次審査以降で大幅に変わらないよう留意下さい。
45	様式	9	様式9はA3サイズの指定がありますが、縦使い、横使いの指定はありますか？	ありません。
46	作成要領	3	作成要領、1 記入要領及び注意事項 (2)ソ④に「イメージ略図で表現すること」とありますが配置計画などをCADによる作図・ポリウムスケッチなどでの表現は許容範囲内でしょうか。	許容範囲としますが、設計に及ぶような詳細な表現は避けてください。
47	作成要領	3	1 記入要領及び注意事項 (2)第1次審査提出書類の作成及び記載上の留意事項 ソ ④⑤イメージスケッチとありますが、どの程度のものを指すのですか。	「番号46」と同じです。
48	庁舎敷地		道路断面図によりますと敷地造成高14.8とありますが、洪水対策でかさ上げをした地盤高と考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。

番号	項目	頁等	質問事項	回答
49	庁舎敷地		横断面、概略図において庁舎造成高は14.80と示されており、目算で北側道路(歩道)は14.50、東側道路は14.0~14.30となり段差が生じますが、この解釈で問題なかったでしょうか。また、概略図において北側道路はおよそ東端部13.50、西端部13.77になっており横断面から推測される14.40と誤差が生じていますが、どのように考えればよろしかったでしょうか。	追加資料5(庁舎周辺道路高の整備予定)を提示します。
50	庁舎敷地		敷地の高低差についてご教示ください。	「番号49」と同じです。
51	庁舎敷地		敷地の地下水位のレベルをお知らせください。	追加資料6(地質調査概要書)を提示します。
52	庁舎敷地		敷地のボーリングデータがありましたらご提示ください。	「番号51」と同じです。
53	隣接敷地		建設予定地の地質柱状図があれば御開示頂けないでしょうか。無いようでしたら隣接する敷地(生涯学習センター等)の地質柱状図を御開示頂けないでしょうか。	「番号51」と同じです。
54	隣接敷地		新庁舎建設予定地の南側は現在更地になっておりますが、町所有の敷地と考えて宜しいでしょうか。また、町としましてどのように活用されるか決定しておりましたら、ご教示頂けないでしょうか。	敷地南側部分については県有地であり、町による将来計画はありません。町から県へは、優良な住宅地としての利用に配慮いただけるよう要望しています。
55	隣接敷地		全体敷地のうち庁舎敷地の南側部分の将来計画がありましたらお知らせください。	「番号54」と同じです。